

## 拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（中央公園のラベンダー）

### 長野県森林づくり県民税

「長野県森林づくり県民税条例」が施行され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。この条例は、『緑の社会資本』である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林づくりに必要な施策を集中的に実施する財源の確保を目的とした、個人・法人の県民税の均等割の税率に関する特例を定めたものです。

	個人	法人
納税義務者	・ 県内に住んでいる方 ・ 住んでいる市区町村以外に家屋敷等を県内に持っている方	県内に事業所等を有する法人
税額	年額500円	均等割額の5%
納税方法	・ 給与から特別徴収 ・ 市町村から送付される納税通知書により納付	・ 県民税均等割の申告納付時に上乗せして納めます
課税期間	平成20年度分から平成24年度分まで	平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度

**税制改正情報 第15号 人材投資促進税制の拡充**

今月は、中小企業に限定して、簡素化されつつ拡充されることとなった、人材投資促進税制についてみていきましょう。

**1. 改正前の制度**

これまでの制度は、前2期における教育訓練費の平均額に対する当期の教育訓練費の増加率の50%（最大20%）を税額控除率とし、この税額控除率を当期の教育訓練費の総額に乗じて得た額を税額控除する（法人税額の10%が限度）というものでした。

**2. 改正の背景**

これまでの制度を利用するためには、教育訓練費が継続的に増加していなければならない、過去の帳簿から教育訓練費を洗い出す手間が必要であるなど、中小企業にとっては課題の多い制度であり、使いにくい制度であるとの声が上がっていました。

中小企業にとって、生産性向上・成長・底上げのためには、人材育成のための投資加速が不可欠です。その一方、中小企業が置かれている経営状況は厳しく、人材への投資を継続的に増加させることは困難であり、教育訓練費が増加していなくても使える制度にしてほしいとの要望を受け、簡素な制度に改正、拡充されました。

**3. 改正の概要**

教育訓練費の割合が一定水準以上の中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、その8～12%を税額控除することとされました。

中小企業において、当期の労働費用（給与、法定福利費、教育訓練費）に占める教育訓練費の割合が0.15%以上である場合に、教育訓練費の総額に12%（教育訓練費の割合が0.25%未満の場合には、教育訓練費の割合から0.15%を控除した率に40を乗じ、その率に8%を加算した率）を乗じた金額が税額控除できる制度に改められました。

この改正により、教育訓練費の前期以前との比較やその増減にかかわらず、単に当期の教育訓練費の総額に基づき税額控除額を算定することになりますので、従来よりも利用しやすい制度となりました。

**4. 適用期日**

改正後の人材投資促進税制は、法人については、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用され、個人については平成21年分から適用されます。

なお、従来の制度における大企業分については、適用期限（平成20年3月31日）をもって廃止されました。

（大久保 久美子）

## 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例

平成20年4月30日に、平成20年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。ガソリン税で大いにもめた今年の税制改正ですが、ガソリン税の期限切れだけではなく、その他にも3月31日で期限切れとなっていた措置がありました。しかし、そのほとんどは適用期限が延長され、平成20年4月1日にさかのぼって適用されます。

また、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例は、平成19年12月31日をもって適用期限が切れていましたが、2年間延長され、平成20年1月1日にさかのぼって適用されます。

この制度の内容は、以下の通りです。

適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 贈与者⇒年齢制限なし</li> <li>◆ 受贈者⇒贈与者の推定相続人のうち満20歳以上（贈与年の1月1日現在の直系卑属（つまり、子や代襲相続人である孫など）</li> </ul>
適用手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、この制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して、所轄税務署長に提出する</li> <li>◆ この制度の選択は、贈与者単位（父、母ごとに）選択できる</li> <li>◆ 一度選択すると相続時まで継続して適用され、撤回できない</li> </ul>
対象財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成15年1月1日から平成21年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金</li> <li>◆ 1回の贈与金額、贈与回数に制限はありません</li> </ul>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 贈与金額の合計額が3,500万円以下の場合⇒贈与税額はゼロ</li> <li>◆ 贈与金額の合計額が3,500万円を超える場合 (贈与金額の合計額-3,500万円)×20%=贈与税額</li> <li>◆ 相続時に相続財産と贈与金額とを合計して計算した相続税額から納付済みの贈与税額を控除する（控除しきれない贈与税額は還付されます）</li> </ul>

この特例の対象となる住宅取得等資金とは以下の条件を満たすものです。

- ①自己の居住用の家屋及びその敷地を取得するための資金の贈与で、次の要件を満たすもの
  - 新築家屋又は築後経過年数が20年以内（一定の耐火建築物は25年以内）の中古家屋あるいは一定の耐震基準に適合する中古家屋であること
  - 家屋の床面積が50㎡以上であること
  - その他所定の要件を満たすこと
- ②自己の居住用の家屋を増改築、大規模修繕・模様替するための資金の贈与で、次の要件を満たすもの
  - 工事費用が100万円以上であること
  - 増改築後の家屋の床面積が50㎡以上であること
  - その他所定の要件を満たすこと

また、この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書期限（贈与年の翌年3月15日）までにその家屋に居住することが必要ですが、所定の書類を提出することにより、3月15日以降に居住することとなっても適用を受けることができます。

(税理士 朝倉 令子)

相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑦

**Q9 遺言の活用のしかたは？**

**A9** 相続人のうちある特定の人に多く財産を残したいとき、あるいは相続人以外の人に財産を残したいときは遺言を活用することが有効です。

また、自分の死後に遺産分割でもめそうな時にも、遺言を残しておくことによって争いを防ぐことができます。

たとえば、相続人が配偶者と子供2人の場合、法定相続分は配偶者が2分の1、子供がそれぞれ4分の1ずつですが、一人の子どもに法定相続分より多く財産を残したいときは、遺言が必要です。

ただし、遺留分には注意が必要です。

遺言によって相続人に財産を残す場合には、法定相続分より優先します。しかし、相続人の利益を確保するという観点から、一定の遺留分が定められています。

遺留分の額は、相続人の態様によって次のように定められています。

相続人の態様	相続財産に対する各相続人の遺留分
配偶者のみ	1 / 2
配偶者と子（代襲相続を含む）	配偶者・・・1 / 4    子・・・1 / 4
子のみ（代襲相続を含む）	1 / 2
配偶者と父母（直系尊属のみ）	配偶者・・・1 / 3    父母・・・1 / 6
父母（直系尊属のみ）	1 / 3    （兄弟姉妹には遺留分はない）

（税理士 朝倉 令子）



**朝倉令子税理士事務所**

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net